

平成28年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年12月15日（木曜日）午前10時開議

第1 議長の諸般の報告

- 1) 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 2) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
- 3) 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 4) 平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告

議案審議（質疑～討論～表決）

第2 議案第76号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について

第3 議案第77号 字の区域の変更について

第4 議案第78号 工事請負契約の一部変更について

第5 議案第79号 工事請負契約の一部変更について

第6 議案第80号 工事請負契約の一部変更について

第7 議案第81号 工事請負契約の一部変更について

第8 議案第82号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

第9 議案第83号 美郷町学友館条例の全部改正について

第10 議案第84号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について

第11 議案第85号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第12 議案第86号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

第13 議案第87号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第14 議案第88号 美郷町税条例の一部改正について

第15 議案第89号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について

第16 議案第90号 指定管理者の指定について

第17 議案第91号 指定管理者の指定について

第18 議案第92号 指定管理者の指定について

第19 議案第93号 指定管理者の指定について

- 第20 議案第94号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第95号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第8号
- 第22 議案第96号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第23 議案第97号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号
- 第24 議案第98号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第25 議案第99号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号

陳情等審議（委員長報告～質疑～討論～表決）

- 第26 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情
- 第27 陳情第8号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書
- 第28 陳情第9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情
- 第29 陳情第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情

追加議案審議

- 追加日程第1 議案第100号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 追加日程第2 発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について
- 追加日程第5 発議第10号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出について
- 追加日程第6 発議第11号 さらに患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を行なうことを求める意見書の提出について
- 追加日程第7 議員派遣について
- 追加日程第8 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 澁谷俊二君 | 2番 | 鈴木良勝君 |
| 3番 | 伊藤福章君 | 4番 | 中村美智男君 |
| 5番 | 村田薫君 | 6番 | 泉繁夫君 |
| 7番 | 深澤均君 | 8番 | 武藤威君 |
| 9番 | 泉美和子君 | 10番 | 細井邦男君 |
| 11番 | 熊谷隆一君 | 12番 | 藤原政春君 |
| 13番 | 飛澤龍右エ門君 | 14番 | 森元淑雄君 |
| 15番 | 熊谷良夫君 | 16番 | 杉澤隆一君 |
| 17番 | 深沢義一君 | 18番 | 高橋猛君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|-------|-------------|--------|
| 町長 | 松田知己君 | 副町長 | 佐々木敬治君 |
| 総務課長 | 高橋薫君 | 企画財政課長 | 本間和彦君 |
| 税務課長 | 齊藤敦子君 | 住民生活課長 | 小原隆昇君 |
| 福祉保健課長 | 高橋久也君 | 農政課長 | 高橋穰君 |
| 商工観光交流課長 | 藤田信晴君 | 建設課長 | 小林宏和君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 鈴木孝悦君 | 農業委員会 会長 | 高橋正尚君 |
| 農業委員会 事務局 局長 | 鈴木忠君 | 教育長 | 福田世喜君 |
| 教育次長兼 教育推進課 長 | 高橋正規君 | 教育総務課長 | 煙山光成君 |
| 生涯学習課長 | 高橋一久君 | 代表監査委員 | 久米力君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-------|------------------|------|
| 事務局 長 | 小田長光仁 | 庶務班 兼議事班 長 | 高橋幸子 |
| 主 任 | 高橋広樹 | | |

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1として、総務常任委員会委員長より総務常任委員会所管事務調査の報告がありました。

2として、教育民生常任委員会委員長より教育民生常任委員会所管事務調査の報告がありました。

3として、産業建設常任委員会委員長より産業建設常任委員会所管事務調査の報告がありました。

4として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎議案第76号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第76号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更については原案のとおり決しました。

◎議案第77号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第3、議案第77号 字の区域の変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号 字の区域の変更については原案のとおり決しました。

◎議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号の 質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第4、議案第78号 工事請負契約の一部変更についての件から日程第7、議案第81号 工事請負契約の一部変更についての件までを一括議題といたします。

説明が終わっておりますが、議案第79号の説明内容の訂正の申し出がありましたので、これを許します。建設課長。

○建設課長(小林宏和君) 議案第79号 工事請負契約の一部変更の説明内容の訂正についてご説明いたします。

先ほど配付させていただきました補足説明資料をごらん願います。

いずれも説明金額には相違ございませんが、私の誤認による内容説明と資料に誤りがあり、訂正させていただくものでございます。

六郷畑屋地区簡易水道配水管布設工事第2工区の1番でございます。配水管布設工事の形状・寸法及び規模の欄でございますが、変更部分のPP、ポリエチレンパイプの30ミリと50ミリの延長表記を入れ違っており、訂正させていただくものでございます。

右の欄の変更理由でございます。説明では、給水戸数の増加と申し上げましたが、給水戸数31戸の中に会館や事業所が3戸ございます。その分を二重にカウントしてしまい、誤った説明をしたため、削除させていただくものです。

施工延長139.7メートルの増は変わりなく、これは町道田岡1号線の整備に伴い追加になったものと精査によるものでございます。

また、舗装構成の訂正です。正しくは舗装厚さは8センチ、路盤安定処理は12センチで訂正させていただきます。

続きまして、4の給水管布設工事ですが、上段の1の説明と同様ですが、事業所等の給水戸数3戸の分が二重にプラスされている表記を改めるものです。

工事の増額につきましては、旧六郷西部地区は昭和45年に水道認可された地域ですが、当時の配管図等正確な資料に乏しく、また、各家庭には止水栓もなく、たびたび起こる漏水場所の特定や復旧にこれまで大変苦慮されてきたところです。また、その漏水により水圧も低下し、早急な解消が望まれてきたところでもあります。

今回の工事発注は、道路埋設の配水管、いわゆる本管から各家庭の止水栓までとし、その完成後に止水栓からメーター器までの工事の発注としてございましたが、その施工時期が今後の雪本番となる冬期工事となることで、住民各位にご不便やご迷惑をおかけすること、それから、現在不安定となっている水道供給を一刻も早く解消したいこと、さらには、単独発注に比較しまして、追加工事の場合は工事費の軽減が図られることなど総合しまして、当初の給水管139メートルを変更で719メートルとするものでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

説明は以上ですが、私の説明誤りと資料の誤記につきまして、重ねておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（高橋 猛君） 訂正内容の説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。

なお、個別の議案に対する質疑の場合は、議案番号を述べてからお願いします。

質疑ありませんか。14番、森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） 議案第79号についてご質問したいと思っておりますけれども、まずは、今訂正

されました補足説明資料の変更の内容が本当に正しいのかどうか、いささか疑問でありますので伺うわけですが、この第2工区については、たしか先週の金曜日でしたか、中間検査を行ったと伺っております。その際、町の担当者が「給水戸数が3戸増ですよ」と監督に伺ったそうであります。その際に、「いや、戸数については当初のままですよ」と言ったそうであります。このようなことから、今までなぜこのことがわからなかったか。そして、この水道の係は今まで何をやって、何を見てきたのか。まず、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） お答えいたします。

工事につきましては、間違いなく31戸の工事をしてございます。ただ、全体、概要として31戸と表示すべきところを、事業所の関係をプラスしてしまったものでございます。

工事の内容につきましては、何らそこら辺は影響というか、正確な工事はしてございますが、ただ、その表記の部分の誤りで、私の誤認でございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ですか。森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） 課長はただ誤認と言われますけれども、これには金額も書かれておることとありますので、まだまだその辺のところを伺いたいわけでございますが、次のことについて伺いたいと思いますけれども、その管径の延長については単純な間違いと思っておりますが、舗装構成の変更については、県道でもないと思われま。県道でもないにもかかわらず、舗装厚の変更はどうしてなのか。また、既存横断暗渠が支障となると書かれておりますが、既存する暗渠はまさか天から降ってくるようなものではないと思っております。それは当初調査測量設計の段階で取り落としたものではありませんか。その辺はどうお考えですか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 最初に、舗装厚の関係でございます。当初の設計では、標準断面として5センチとして発注してございます。道路協議を重ねながら、その横断部分、特に荷重がかかる部分は、まず現況の舗装構成、いわゆる舗装厚さ8センチと路盤安定処理12センチとするという協議をした上で変更対象としてございます。

基本的に、過大設計とならないように当初発注しているわけですが、掘削途上のことで、埋設物なりさまざまな地中の中に変化がありますと、それに対処して変更金額の増という形になってございます。

それから、もう1点は推進工法のことかと思いますが、当初、これは町道坪立線の西側路肩を通りまして、安楽寺小婦気線との交差部を経て、横断暗渠の上を通して、その後、坪立線の歩道

部分を通過しようと考えてございました。ただ、計画の段階ではその路盤構成の中に軟弱土に対処した特殊なシートがあると。そこを乱すこととなれば、その交差点部分を大きく掘削して横断暗渠もいじって多額な費用がかかると。では別な方法は何かということであれば、その推進工法が半額ぐらい。直接工事費で250万円となってございますが、そのほうがベストであると。通行どめが片側通行で済むということと、工期が2週間。ただし、計画どおりその横断暗渠の上を通過するとなれば、大規模な道路の改修が始まるということで、全面通行どめもかかるということで、地域への負担を軽減するためにも、経費の面も勘案しまして、この工法にしたものでございます。

○議長（高橋 猛君） 再々質問。森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） さっきから申し上げておりますが、そのことは当初からそういうふうな調査をしてわからなかったのですかと、そういうことを申し上げておるんですよ。

それから、まず、この水路横断工についての変更金額も相当な金額であります。このような当初から変更増となったことについても、まずこれを調査したコンサル、設計委託料を払っておるわけですよね。私、測量設計をした業者等にも変更増になった分、いろいろな方法を考えたわけですが、やはり、この変更増額分になった額について、応分の負担を課すべきと思っておりますが、このことについては町長並びに副町長はどのように思われておるのか。ご所見をお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

当初設計において予見できること、予見できないこと、必ずあるわけです。そのため、この当該工事以外でも必ず設計変更があるわけですが、今般の設計変更はその予見できないことの範疇の一つとして、たまたま大きな予見できない事項であったというふうに理解しております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 建設課長の説明にもありましたとおり、当該地域、配管のルートが不明ということが1つあります。それともう1つは、地盤が非常に軟弱であったということ。これはボーリング調査あるいは地質調査があれば初めて明確にわかることですが、測量設計時点では、地中のことはおそらく予測がつかないものがあるかと思っておりますので、そういった解釈でやむなしといった考えでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。13番、飛澤龍右エ門君。

○13番（飛澤龍右エ門君） 私どものこの水道管の布設がえということでございますけれども、

この4番の戸数は3戸少なくなったと。まず間違えであったということでございますけれども、この金額の中の訂正の増の金額の中に、給水管の更新及び給水管施工延長と書いてありますけれども、上の1番には延長のメートル数が書かれてありますけれども、もしわかっているメートルがあれば、精査と更新の部分と延長の分を教えてくださいなんですけれども。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 給水管の延長でございますが、当初で139メートルでございます。これは本管から止水栓までの延長でございます。変更で719メートル。ですから、580メートルが止水栓からメーター器までの延長となります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております案件中、議案第78号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第79号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。（発言者あり）反対討論ですか。

まず初めに、14番、森元淑雄君の反対討論を許可します。

○14番（森元淑雄君） 私は、議案第79号については、到底賛成できるものではないと思っております。

それは、定例会最終回、しかも表決をする段階において、今まで我々に説明をしていた資料の内容を訂正してこなければならなかったか。先ほどの質問でも申し上げましたが、給水戸数が当初のままなのに3戸増となっていたり、舗装構成についても最初から基層が5センチ、表層が3センチ、安定処理が12センチの構成でもあるにもかかわらず、舗装厚を7センチとしたり、それは当初よりわかっているものにもかかわらず変更するなんていうことは、私には到底考えられま

せん。

しかも、この変更では変更の金額についても適正かどうかも疑わざるを得ないところでありま
す。この際、もっとしっかりとした経緯や詳細にわたる説明をしていただかなければ到底信憑性
を欠くものであります。

このようなことは、我々をばかにしておるのではないかと思わざるを得ないし、議会を軽視し
ているものと思うものであります。もしこのような議案を容認し可決したならば、それこそ町民
より我々議員が軽視をされるものと思うものであります。

良識ある議員の皆さんには、私の本懐をわかってもらえるものと信じ、以上、反対の討論を終
えます。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第79号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求め
ます。

（賛成者 1 1 名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。

よって、議案第79号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第80号について、これより討論を行います。討論
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。お諮りします。議案第80号について、原案の
とおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 工事請負契約の一部変更につ
いては原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第81号について、これより討論を行います。討論
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第81号について、これより採決いたします。お諮りします。議案第81号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第82号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第82号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、村田 薫君。

○5番（村田 薫君） この条例は、地域再生法という国の定めたものと思いますが、3条のところで、東京23区内にある業者のみを認定し、固定資産税を減額するとありますが、これを京阪神など広域業者を募るべきと思っておりますが、その対象から外れた理由というのはどういうことだったのでしょうか、伺います。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは地方再生法第17条の2において、特定業務施設、いわゆる調査企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門などの集積の程度が著しく高い地域から、本社機能を地方活力向上地域、いわゆる秋田県に移転した場合と規定されてございます。

そして、内閣府の政令により、集積の程度が著しく高い地域として東京23区が規定されているものでございます。内閣府が作成した資料によりますと、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方へ新たな人の流れを生み出すことを目指し、秋田県内の地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置づけるとのことであります。

したがって、地域再生として集積度が著しく高い東京23区から製造や小売業以外の本社機能を地方移転することにより、雇用の創出等がなされ、地域再生につながると理解しているところでございます。

なお、東京23区以外からの移転は、条例案第3条第1号には該当いたしません。町内にある本社機能について、他地域からの移転であっても拡充する場合は、第2号に該当するものでござ

います。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。ほかに質疑ありますか。15番、熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） 国の法律によって定めたものだと思いますけれども、これによって企業が来るからよいかもかもしれませんが、いわゆる税収不足が発生するわけですが、それに対する補填とか何かあるもののでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の条例案では、固定資産税を軽減した分は交付税により補填されるとの説明が国よりなされておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第82号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第82号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第83号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第83号 美郷町学友館条例の全部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号 美郷町学友館条例の全部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第84号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第84号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第85号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、議案第85号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第86号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第86号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第87号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第87号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 扶養手当ですが、子ども手当が増額されることはいいですけども、配偶者手当が半減されるということで、給与が少し上がってもマイナスになっていくのではないかと

と思うわけですが、それぞれの対象人数と、それから影響額といいますか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） お答えします。

配偶者に該当する対象者は27名でございます。それから、子に該当する対象者は111名となります。影響額でございますけれども、町の4月1日以降でございますけれども、平成29年度は、今の状況のままで行きますと80万4,000円の増額となる形になります。平成30年度からは126万6,000円の増という形になります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第88号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第88号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号 美郷町税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第89号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第15、議案第89号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第90号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第16、議案第90号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、熊谷良夫君。

○15番(熊谷良夫君) この後の94号まで同じような内容でありますけれども、指定管理者の指定に関する条例にのっとり、公募によらない指定管理者の候補の指定を行った、そういう項目があつて、それにのっとりやつたものと思われまふけれども、その根拠と、候補者の指定に当たつてはどのような内容の提示、前の請負契約の締結なんかを見ますと、金額なり、期日なり、いろいろ提示して募集しておりますけれども、そのような内容というものは提示されたものでしよ

うか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） ただいまのご質問にお答えします。

美郷町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例というものがございまして、第5条に、町長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮いたしまして、設置目的を効果的にかつ効率的に達成することができるかと認められるときは、公募によらず、町が出資している法人あるいは公共団体、あるいは公共的団体、出資団体等を指定管理者の候補者として選定することができるかとございます。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

今、総務課長のほうからの説明にもありましたけれども、今回、住民活動センターの指定につきましては、そもそもこの特定非営利活動法人みさぼーとの設立の目的の1つとして、当該施設の管理というふうな目的もございましたので、そういった意味と、あとは地方自治法等の規定によることを参酌しまして、指定のほうを進めたものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第90号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第90号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第91号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第91号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第92号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第92号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第92号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第92号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第93号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第93号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） これは、今年度といいますか、いわゆる町直営でやってきた事業をどの

ような理由でこの指定管理者にお願いするのか、その内容をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど来お話があります、公募によらない指定管理者の候補の選定でございますが、総務課長がご説明した第5条第1項については、先ほどお話ししたとおりでありまして、第2項に、前項の規定により選定するときは、町長は、あらかじめ公募等によった掲げる事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとしているところでございます。

ただいまご質問の美郷町サン・スポーツランド千畑温水プール及び千畑テニスコートについてでございますが、同じ敷地内の施設でございますが、利用者が温水プール、テニスコート、温泉施設を問わず美郷温泉振興株式会社の社員に対応を求めるケースが多くございまして、利用者の方々へ不便をかけているというのが現状でございますが、現在、指定管理している千畑温泉サン・アールと施設が同一敷地内にございまして、施設全体を一体的に管理することにより、管理コストの削減や住民サービスの向上が効果的かつ効率的に達成できるものとして、美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例の第5条により、公募によらない指定としたところでございます。

説明は以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第94号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第94号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第94号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第94号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第95号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第21、議案第95号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、熊谷良夫君。

○15番(熊谷良夫君) 90ページの地域おこし協力隊についてお伺いしますけれども、6月にも説明を受けたと思いますが、ちょっと定かではありませんので、6月の補正内容と今までの経緯、それから、今回の補正内容のこれからの計画というものをもうちょっと詳しくお願いしたいと思っております。

○議長(高橋 猛君) 企画財政課長。

○企画財政課長(本間和彦君) ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、6月補正の内容でございますが、現在、秋田県では、県内の市町村の募集を取りまとめて、首都圏において合同の募集説明会を行っておりまして、既に1回目は終了してございます。

この後、1月の下旬でございますが、第2回目を開催する予定としておりまして、1回目は美郷町としては初めての取り組みでございますので、その状況を視察するというふうな予算を計上させていただきました。それと、2回目を今度は本格的に募集活動に入りますので、その関連経費、予算などを前の補正で要求をさせていただいたところでございます。

今回の補正予算の内容でございますが、その募集におきまして応募者がありまして、その選抜に

要する、主にその面接に要する経費でございます。

流れでございますけれども、当初、まず書類による申し込みをいただきまして、書類選考を行いたいと思っております。その書類により選抜された方々を、一度、美郷町の現地をまず見ていただきまして、現状をまず把握をしていただきたいと思います。そして、いろいろな感想を持っていただくわけですけれども、その後、ちょっと日にちを置きまして、首都圏におきまして、町の職員が向こうのほうに行きまして面接を行うというふうなことで絞っていきたいというふうな、そういうふうな予算を計上しているところでございます。

予定といたしましては、来年度4月以降、当然、ご本人の都合もありますので、4月の当初が望ましいことではございますが、そこら辺は本人の意向もあわせまして、4月以降に採用をしていきたいというふうなことで考えているところでございます。

募集人員は2名というふうなことでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問、熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） 職種といたしますか、どのようなところに行ってもらいたいという、絞り込んだ募集はありますか。それから、来年の1月15日にビッグサイトで地域おこしフェアというものがありますけれども、それとは関係ない話なんですか。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、町で募集する隊員の活動の内容でございますが、まず1点が中心市街地の活性化に関する活動でございます。2点目としましては、観光資源の発掘と活用に関する活動というふうなことで、それぞれ1名ずつの隊員の募集を行いたいというふうなことでございます。

まず、その活動地といたしますか、勤務地につきましては町内というふうなことで、その活動の内容によって選択をしていきたいというふうなことで考えているところでございます。

また、今、議員おっしゃられました1月15日のビッグサイトで行われるものとはまた別でございます。1月下旬開催予定というふうなことで、県からは情報が入っております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 87ページ、衛生費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム改修等補助金ですけれども、これはどういうものかということです。これは特定健診などの情報も、政府はこれからつなげていきたいというふうなこともありますけれども、そういうものをやるためのものなのか。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） ただいまの質問にお答えします。

今議員おっしゃるとおりでございます。現在、保健センターで使っております健康かるて、いわゆる住民の特定健診等の情報を収集しているシステムがありますが、これに個人番号をつけていきたいということで、予算化したものでございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） これは今行わなければいけないものなのかということです。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） できれば今年度のうちに発注したいというふうに考えております。

理由は、来年度からさまざまなシステム、この健康に限らず児童の面、障害の面、いろいろな面でこの番号制度の導入が始まってまいります。施行も早ければ来年の7月からできればというふうな要請も来ておりますので、これに合わせて順次業務を進めていきたいと思っております。実際の全部の稼働は、担当のほうとしては平成30年7月には稼働したいというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 93ページ、19節空き家活用型定住ですけれども、空き家の登録があつて初めてマッチングしていくわけですけれども、そこら辺の需要と供給の関係はどのようになっているのか、まずそこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは空き家を登録していただかないことにはこの制度に該当しないということで、町のうちのほうの商工観光交流課の職員が町内の不動産屋さん、それから周辺市の不動産屋さんを巡回しております。物件がありましたら登録をお願いしたいと、情報提供していただきたいというようお願いをしまっているところでございます。

そのような形もありまして、登録された物件について、比較的建築年次が新しいものはすぐに売れてしまう、購入されてしまうという状況が続いておって、町のホームページに掲載されている物件で残っているものは建築年次が古い、大規模リフォームが必要な物件が多く残っているという状況でございまして、やはり、購入される方は、比較的建築年次の新しいものを欲しているが、なかなか供給が追いつかないというような認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 今のお答えですと、全て不動産屋を通した形の登録のように伺いましたけれども、持ち主が直接登録する場合はありませんか。

それから、空き家を登録する側も、それなりの負担なり煩わしさなりがあることだろうと思えますけれども、空き家を出す側の推進策といえればいいか、その補助みたいな何かしら背中を押すような制度といえますか、そういうことは考えていませんか。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もちろん一般の空き家の持ち主の方に対してダイレクトメールを送ったり、それから、ポストに差し込み、登録しませんかという差し込みを入れたことはございます。また、空き家の情報があればこちらのほうから登録の依頼等を行っておるところでございます。

次の補助金等につきましては、現在のところ、空き家を提供するという行為、それを購入するという商行為でありますので、それに対して補助金というところは、現在のところは検討してございません。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。5番、村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 95ページですが、19節のところ以小規模介護施設等整備費補助金ということですが、これは具体的にどこを示しているわけですか。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 特別養護老人ホームロートピア緑泉と、それから仙南の施設、2カ所についての申請が上がってきております。これについての防犯灯の設置の工事でございます。

○議長（高橋 猛君） 村田 薫君。

○5番（村田 薫君） ロートピアとか仙南については、法人届が出ていると思いますが、法人にもこういう町の財政が補助されるということでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） お答えします。

今現在、町の中では、町の要綱の中では、このような施設に対して補助する制度はございません。国の制度でありまして、国から事業費の2分の1が業者さんのほうに支払われることになっておりますので、国県町、そして事業者というふうな流れで補助金が流れてくると。実際は、事業費の2分の1が補助として入ってきております。

歳入のほうにも同額が計上されておるということでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。（発言者あり）反対討論ですか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第95号に反対の立場から討論いたします。

この補正予算の全てにももちろん反対するものではありませんが、中にマイナンバーにかかわる予算が含まれていますので、賛成できません。

マイナンバー制度については、法律が施行された現在も、従業員から集めたマイナンバーが盗難に遭い流出したなどのトラブルや、マイナンバーを口実にした詐欺などが頻発しています。

政府は、マイナンバー情報は一元管理されるのではなく分散管理のままだから、どこから漏れても芋づる式に他の機関の個人情報が漏れることはないと説明していますが、しかし、生涯同じ番号を使う限り、漏れた情報が蓄積されていけば、膨大なデータベースがつけられる可能性が常にあります。

1つの番号で名寄せできる情報が多いほど、詐欺や成りすましなどの犯罪に利用されるおそれも高まります。トラブル続きの中、住民のプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度を進めていくことには賛成できません。よって、この議案には反対いたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第95号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。

よって、議案第95号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり決しました。

ここで10分間休憩します。

(午前10時56分)

(午前11時04分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第96号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第96号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第96号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第96号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第97号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第97号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第97号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第97号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第98号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第24、議案第98号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第98号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第98号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第99号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第25、議案第99号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第99号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第99号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情10号の

委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第26、陳情第7号から日程第29、陳情第10号までの4件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、武藤 威君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 武藤 威君 登壇）

○教育民生常任委員長（武藤 威君） 教育民生常任委員会から報告いたします。

12月6日の本会議におきまして、当委員会に審査を付託されました陳情第7号から陳情第10号について、12月9日午前10時より全委員出席のもと、当委員会を開催し、慎重に審査しましたので、その審査経過と結果について報告いたします。

まず最初に、陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情についてですけれども、審査では、安全・安心の医療・介護を実現するために医療従事者や介護職員の雇用条件や労働環境が無理のない形で改善していくことが大事だと。また、看護職員の労働実態のアンケートからも改善の必要を感じるなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

次に、陳情第8号は、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書についてですけれども、審査では、高齢化が進む中で医療提供体制が整い、充実していると安心できることだ。また、病床数が減らされ在宅医療に移行すると家族の負担が大きくなる。そしてまた、国の推定方式により病床数を減らされることが心配だ。地域の実情に合った医療提供体制にしてほしいなどと意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

次に、陳情第9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の

陳情についてですけれども、審査では、1つは、利用料の負担増は施設介護から在宅介護にならざるを得なくなり、介護負担が増大すると生活が成り立たない。給付が抑制されると介護が受けられないなど、そういうような悪循環になってしまうと。また、少子高齢化の中で介護は大きな問題だ。介護する家族の負担を軽減するよう、国においても施設整備などの社会保障の充実を図るべきなど、そういうような意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

最後に、陳情第10号の「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情についてですが、審査では、1つは、後期高齢者の窓口負担2割化は、受診抑制につながりやすいと。高額療養費制度の限度額を引き上げられると、患者の負担増が大きくなることを考えると、現行制度を継続してほしい。また、もう少し調査が必要なので、継続審査をしたいというような意見もありました。

採決の結果、採択するというもの・4人、継続審査とするもの・1人となり、当委員会としては採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑は陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第7号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第7号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第8号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第8号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第8号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第9号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第9号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第10号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第10号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時16分）

（午前11時17分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 17 分）

（午前 11 時 18 分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第 100 号の上程、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第 1、議案第 100 号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第 100 号についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が 11 月 25 日に成立し、12 月 2 日に公布されたことによりまして、所要の規定を改正するため提案するものでございます。

今回の改正は、育児または介護を行う町職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため、1 日の勤務時間の一部につき勤務をしないことができる等の措置を講ずる必要があり、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正条文は、次のページから 7 ページまでとなっておりますが、議案資料集にて説明いたしますので、議案資料集の 1 ページをお開きください。

まず、美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正の主な概要でございまして、

第1点が介護休業の分割取得であります。介護休業取得可能期間を3つの期間に分割して取得できることとするものでございます。

第2点は介護時間の新設で、介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を新たに設けるものでございます。

次に、美郷町職員の育児休業等に関する条例の主な概要ですが、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大で、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を加えるものでございます。

それでは、条文の改正内容につきまして、次のページから新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表2ページの第1条による改正、この第8条の2関係ですが、育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務、時間外勤務の制限に係る子の範囲を拡大するものでございます。

3ページの第8条の3関係ですが、介護を行う職員の時間外勤務を制限するものでございます。第17条及び4ページの第17条の2関係ですが、改正の概要で述べました介護休暇の分割取得と介護時間の新設に関する改正条文であります。

次に6ページ、第3条による改正ですが、美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の第2条ですが、育児休業をすることができる非常勤職員の要件を緩和するものでございます。

第2条の2ですが、改正の概要で述べました育児休業等の対象となる者の範囲の拡大に関する改正条文でございます。

7ページ・8ページの第3条及び第10条関係ですが、再度の育児休業や短時間勤務をすることができる特別の事情として、特別養子縁組が成立せずに家事審判事件が終了した場合等を加えるものでございます。

9ページの第20条は、部分休業と介護時間を同日に取得する場合は、その時間を合わせて2時間までとする調整を行うものでございます。

そのほか、改正している条文につきましては、引用している児童福祉法の条項を改めるものや、引用条文の修正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成29年1月1日から施行するものですが、第2条による改正及び第4条による改正は、平成29年4月1日からとするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） まことに済みません。私、読み上げるときに、「休暇」を「休業」と説明したようでございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（高橋 猛君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第100号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第100号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎発議第7号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第2、発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

発議第7号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第8号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第3、発議第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

発議第8号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第9号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第4、発議第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

発議第9号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第10号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第5、発議第10号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

発議第10号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第10号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第11号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第6、発議第11号 さらなる患者負担増で受診抑制がおきないよう、慎重な審議を行なうことを求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

発議第11号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第11号 さらなる患者負担増で受診抑制がおきないよう、慎重な審議を行なうことを求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第8、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、審査中の事件等について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しておりますとおりに閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。教育民生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第10回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時32分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成28年12月15日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 伊 藤 福 章

署 名 議 員 中 村 美智男